

請 願 文 書 表 (令和3年10月28日臨時会提出)

請願第1号

「司法を尊重し仲川元庸奈良市長への債権放棄を行わない旨」に関する請願書

令和3年10月25日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
前奈良地方裁判所委員  
川 井 徳 子  
紹介議員 大 西 淳 文 柳 田 昌 孝  
佐 野 和 則 山 岡 稔 季

要旨 司法を尊重し仲川元庸奈良市長への債権放棄を行わない旨の請願

奈良市議会議員の皆様、新葬祭場の土地購入費用が著しく高額だと認定した高裁判決を支持する最高裁の見解を尊重してください。奈良市が保有する1億1640万円の債権を放棄しないでください。高裁判決は、「不法行為の共同正犯」として、前土地所有者だけでなく仲川市長が奈良市に共同で損害を与えたと認定しました。そして、最高裁は高裁判決を支持いたしました。また、このような中、大阪地検特別捜査部は最高裁判決前、令和3年9月22日に背任罪の告発を受理し、捜査に当たっています。

これらの状況にもかかわらず、仲川市長は奈良市議会に対して、損害賠償請求権を放棄する議案「権利の放棄について」を議会に提出、可決を求めています。コンプライアンス（法令遵守）が重視される現代にあって、仲川市長の行動はもちろんのこと、最高裁判決を議会までもが軽視するような事態となれば、奈良市全体が日本社会から取り残されることとなります。

奈良市議案第102号 権利の放棄についてを否決するようお願い申し上げます。

1) 日本国憲法には三権分立が定められています。立法・行政・司法は個別の権能を持つ主体であり、司法、裁判所の機能は個々の具体的な事案に法を適用し公に判断を行うことにあります。司法の範囲は、民事・刑事事件だけでなく、公務員の行為に対する適法性に関する住民訴訟等にも及びます。

最高裁支持の二審判決では、仲川市長と前土地所有者の一連の行為は「不法行為の共同正犯」と断じられ、連帯して奈良市に対して1億1640万円を支払うよう判決しています。

今回の最高裁判所の判断を無視することは、日本国憲法の精神を軽視することになります。見識ある奈良市議会議員の皆様がそのような違憲行為を成すとは考えておりませんが、改めて確認の意味でお伝えします。

2) 判決文は売買契約に関し、「鑑定等の結果を踏まえた合理的な金額よりも著しく不均衡な額」での高額売買と違法性を指摘し、そこに「故意又は少なくとも過失があったものといわざるを得ない。」(大阪高裁判決27頁)と認定し、最低限の過失が認められるだけでなく、故意責任すら示唆しています。

議員の皆様には、1)で述べました憲法精神遵守の意義とこの判決内容について、奈良市民に周知し理解を促す努力を行っていただきたい。これは地方議会の選良として重要な職務であると思います。ぜひともよろしく願いいたします。

3) 日本国憲法14条の「法の下での平等」に基づき、地方公務員法第13条「平等取扱いの原則」では、「全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。」と定めています。判決では、仲川市長と前土地所有者は「共同で不法行為を行った」とされ、その結果、連帯して債務を負うことが判決文で明記されているのに、仲川市長だけが特別に債権放棄を認められることは差別であり、地方公務員法に反します。特別職である仲川市長は地方公務員法の罰則の対象外ですが、仲川市長の指示の下に議案の策定などに関わる職員は法律に抵触するおそれがあります。

なお、地方公務員法の罰則は下記のとおりです。

(罰則)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して差別をした者

4) 地方自治法第243条の2第1項は「善意でかつ重大な過失がないとき」を免責可能な場合としています。これは「故意または重過失がないとき」にのみ、免責可能であるということの意味しています。二審判決では仲川市長に対して、「故意少なくとも過失」と故意責任を示唆しているにもかかわらず、議会が権利放棄の議決をするということは、議会が鑑定額と著しく不均衡な高額売買をしたとしても、仲川市長には故意・重過失がないと認定したと言えます。このように、債権放棄の議決自体が議会の権限の濫用であって、後に裁判所で違法と判断される可能性が高いと言えます。したがって、債権放棄を違法だとする住民監査請求や住民訴訟などの紛争がさらに続くことも大いに考えられます。紛争を早期に終わらせることをお考えください。

5) 二審判決文を基に、住民訴訟団が仲川市長を背任罪に当たるとして、大阪地検特捜部に告発したところ、令和3年9月22日に受理されました。大阪地検特捜部に背任罪で告発されている件に関連し、市に与えた損害を全く償おうとしない姿勢は、捜査機関によくない印象を与えることは必至であり、そうしたことも考慮に入れて対応する必要があります。

6) 奈良市配付の図表「要点整理」では、課題③として「一日も早い新斎苑の竣工が望まれています。」と表記しています。奈良市文書の内容は、本訴訟が事業推進を妨害するような印象を与えています。しかしながら、原告と弁護団は訴訟で工事の差止め等を求めることはしておらず、訴訟は事業推進そのものに全く影響を与えていません。原告団をおとしめるような説明を通じて、住民訴訟という住民の権利を奪うような奈良市の行動に対し注意を促し、民主的な奈良市の運営が確保されるよう御尽力のほどお願い申し上げます。

以上の理由により、奈良市議会は司法判断を尊重して奈良市の提案を否決し、速やかに奈良市長と前土地地権者に債務を履行するよう求めていると思います。